

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年6月27日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

**長野県公安委員会規則第1号**

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

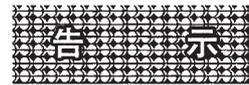
長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

東北信運転免許課



**長野県告示第88号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託しました。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部守一

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
長野県長野市大字中御所字岡田178番地8 株式会社八十二銀行	県税等の収納事務の調整	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県税等及びその徴収に係る収納情報の取りまとめ	同上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における県税等の収納事務	同上
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	同上	同上
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	同上	同上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	同上	同上
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	同上	同上
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同上	同上
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	同上	同上
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート	同上	同上
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	同上	同上

税務課

**長野県告示第89号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 有料老人ホーム（住宅型））

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
A-line株式会社	住宅型有料老人ホームナーシングホームA優	佐久市岩村北1-24-3	令和元年6月16日

介護支援課

**長野県告示第90号**

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

下諏訪町字黒本3205番17、3217番1、3218番1、3219番1、字平沢3214番3、3215番2、3216番1、3216番2、3216番3の一部、3216番4、3216番5の一部、3216番6及び3216番7

産業立地・経営支援課

**長野県告示第91号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
南佐久郡小海町大字千代里字烏ウチ沢387の11、387の16、387の17、字ダイボウジ392の50
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第92号**

松本市惣社土地区画整理組合理事長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 作業期間  
平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第93号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称  
野田(1)、野田(2)、野田(3)、光ニュータウン
- 一部について指定を解除する区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県飯田建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年6月27日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 路 線 名 152号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原4636番の3地先から  
下伊那郡大鹿村大河原4635番の12地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年6月27日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A・コープ宮田店  
上伊那郡宮田村3328ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
上伊那農業協同組合  
伊那市大字伊那部4291
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

- 4 変更した年月日  
平成31年3月27日
- 5 届出年月日  
平成31年4月23日
- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間  
令和元年6月27日から令和元年10月28日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JA木曾総合施設  
木曾郡木曾町福島2872ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
木曾農業協同組合  
木曾郡木曾町福島3807-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	高橋 徳	木曾郡木曾町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	高橋 徳	木曾郡木曾町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

- 4 変更した年月日  
平成31年3月27日
- 5 届出年月日  
平成31年4月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課